

公職選挙法改正私案： 相模原市議会議員選挙における論争からの検討

葉 山 明

Akira HAYAMA. Does Your Vote Count? Some Thoughts on Recent Disputes in Japan's Local Elections. *Studies in International Relations* Vol.40, No.1, October 2019. pp.1-7.

Disputes often arise in Japan because some voters misspell the candidates' names on the ballots. In order to avoid such disputes, the author proposes revising Articles 67, 68 and 175 of the Election Laws.

第1 問題の所在

1 平成31年4月7日執行の相模原市議会議員選挙で、松浦千鶴子と今宮祐貴の得票数が、ともに3158であった。その為、中央区選挙区の最下位当選者（第17位）は、くじ引きの結果、今宮となった。

松浦は、同年4月18日、市選挙管理委員会に、異議を申し立てた。松浦の主張は、①「まつうらちかこ」あるいは「まつうらちか子」と書かれた3票が、無効票として処理された旨を、選挙立会人の一人から聞いたが、それらは、「まつうらちづこ」の誤記で、同人への有効票である、②松浦は、ポスター、たすき等で「まつうら」と平仮名表示をし、氏を強調していたのであるから、当該票の氏を名より重視するべきである、③安藤千鶴子という人が、ある催しで「あんどら・ちかこ」と紹介された例があるように、千鶴子は「ちかこ」と読まれることもあり、当該票は松浦千鶴子への票と解するべきである等というものであった¹。なお、立候補者25名の中には、現職の松永千賀子がいたが、同人は5221票を獲得して、ゆうゆうと6選を果たした。

市選挙管理委員会は、「まつうらちかこ」票の存在を認めたが（その数や自書の実態については、明確にしていない）、松浦の上記主張をいずれも排斥した。そして、候補者に松浦千鶴子と松永千

賀子がいた以上、当該票は松浦の姓と松永の名の混記無効と解するのが妥当と判断し、異議を棄却した²。松浦は、5月31日、神奈川県選挙管理委員会に、審査請求をした。

2 相模原市では、4年前にも、論争が生じた。南区選挙区で、小林丈人が3304票で当選し、大槻和弘が3303.339票で次点落選と発表された。しかし、市選挙管理委員会は、平成27年5月24日、無効とされていた1票を、大槻和弘への有効票と判断した。その結果、大槻和弘の得票数は3304.340となり、小林を0.340票上回り、逆転当選となった³。小林は神奈川県選挙管理委員会に審査請求をしたが棄却され、さらに東京高裁、最高裁まで争ったが、市選挙管理委員会の判断を覆すことはできなかった。東京高裁は、当該票は、「選挙人の意思としては、「かずひろ」と記載しようとして「か●ひ」（●は判読不能の文字）と誤字及び脱字したものと解するのが相当である。」と判断した⁴。（別紙A）

3 他の市町村においても、論争は時折、生じている。

ア 昭和54年4月22日の和歌山県西牟婁郡白浜町議員選挙では、現職で5期目を目指す津越幸雄が390票で最下位当選（22位）、現職で3期目を目指す鍵康夫が389票で次点となった。しかし、県選挙管理委員会は、①「津越正七」と書かれた票は、津越幸雄の姓と北畑正七の名

を混記したもので、無効、②「かじ」と書かれた票は、鍵康夫（かぎやすお）の姓を書こうとしたものと認め、鍵康夫への有効票とした。結局、鍵の得票数（390）が津越の得票数（389）を上回るから、津越の当選を取り消した。ところが、大阪高裁は、①は津越への有効票であり、②は鍵への投票とは認めず、津越の当選と判断した。しかし、最高裁は、①、②とも無効票で、津越と鍵の得票数がともに389となるから、くじで当落を決めるべきであると判断した⁵。（最終的に、津越が当選した。白浜町選挙管理委員会事務局からの情報による。）

イ 平成15年4月27日に行われた東京都中野区議会議員選挙において、第42位で当選とされた柿沼秀光は1379票、次点とされた吉原宏は1378票であった。ところが無効票の中に「吉原ひろこ」票があり、吉原の氏と佐藤浩子の名の混記で、無効か否かが争われた。東京都選挙管理委員会は、「ひろこ」は「ひろし」の書き誤りで、吉原への有効票と判断した。その理由は、吉原と佐藤の音感は全く異なるから、選挙人が、「佐藤ひろこ」と書くのを「吉原ひろこ」と書き誤ったとは、考えられないというものであった。

東京高裁は都選挙管理委員会の判断を支持し、「誤記をする場合には必ずしも性別を意識しない場合もあり、同性名相互間でのみ誤記をするとはいえないのであって、男性名を書こうとして女性名を誤記することやその逆の誤記をすることもある」と述べた⁶。なお、「石原宏」は、最初から、吉原宏への有効票と判断されていた。吉原と柿沼が同数となり、クジにより、吉原が当選した。

ウ 平成27年8月9日の広島県大竹市議会議員選挙では、山本幸三が496票で最下位当選（16位）、北林隆（きたばやしたかし）が494票で次点となった。なお、北地範久（きたちのりひさ）は980票で、第4位で当選した。

北林の異議を受けた市選挙管理委員会は、①北地たかし、②キタジタカシと書かれた票を、いずれも、北林隆への有効票と認め、山本と北林は同数で、くじ引きで当選を決めるべきであ

ると判断した。県選挙管理委員会も、同調したが、広島高等裁判所は、北地と北林の音感の違いから、②は北林隆への投票とは認めず、①を判断するまでもなく、山本幸三の得票数が北林隆を上回るとして、山本の当選と判断した⁷。

第2 原因

票の有効、無効を巡って、判断が二転、三転し得るのは、公職選挙法67条後段の規定に関して、最高裁が示した基準が原因である。最高裁は、次のようにいう。「選挙人は、一人の候補者に投票する意思で候補者名を自書したと推定し、文字に誤字や脱字があり、記載が不明瞭であっても、自書全体の考察から、選挙人の意思が明白と認められれば、有効票と解するべきである」が、「文字と候補者氏名の多少の類似性を、過度に評価するべきではない。」⁸

この「基準」によれば、自書された文字等を見た第三者の判断に差が生じても、致し方ないであろう。例えば、別紙Bに関し、「名の3文字は不明瞭であるが、名の1文字目は「あ」と判読でき、文字に不慣れな選挙人が一生懸命に「あきら」と記載しようとしたものと解することができるから、全体として氏の2文字目の「き」の脱字を認め、申出人（引用者注：滝上明）の有効票と認める。なお、1文字目は、二重線で訂正したものであり、有意の他事記載とは認められない。」との理由と判断には、異論もあり得よう⁹。（別紙B）

進んで、上記最高裁基準が生じた原因は何かと考えると、それは、選挙人が候補者名を自書する投票方法であることに行き着く（公選法46条1項）。そうであれば、自書式を止めて、記号式投票を地方自治体が採用すれば、問題は解決するが（同法46条の2）、現実においては、記号式投票の採用は、全く広がらない。岩手県や島根県等幾つかの県は、知事選挙に限って記号式を使用しつつも、立候補者の多い県議会議員選挙では、自書式を使用している¹⁰。また、青森県六戸町は、電子パネル方式を平成19、23、27年4月の町議会議員選挙で使用した数少ない自治体であり、同方式は好評であったにもかかわらず、経費等の

諸事情から、平成31年4月21日の選挙では、自書式に戻った。その結果、パネル方式の使用自治体は、皆無となった¹¹。そこで、以下では、自書方式が今後もほとんどの市町村で続くことを前提に、是正策について、検討する。

第3 提案

筆者は、次のような改正を考えている。

- ア 選挙人は、投票しようとする候補者一名の氏名を、正確に、自書しなければならない。（公選法46条1項参照）。
- イ 氏、または名のみが記された票は、無効とする。（同68条の2第1項及び第4項）。これに連動して、投票用紙は、候補者の氏を書く欄と、名を書く欄を分ける。（同45条）
- ウ 候補者のあだ名や屋号等を記載した票は、無効とする。
- エ 投票場において、選挙管理者は、選挙人に、投票用紙とともに、氏が50音順に配置された候補者一覧表を手渡し、一人の氏名を正確に記すよう、口頭で注意を促す。投票記載台の前面に掲示する候補者一覧表も、氏の50音順とする。
- オ 選挙管理委員会は、特に選挙時には、候補者の氏名が正確に記載されていないと無効票になる旨の啓発活動に努める（同6条）。

第4 考察

以上の点につき、若干、考察を加える。

- ア 選挙人の中には、自書する文字が第3者に読めるかという配慮を完全に欠如している者が、少なくないようである。その極端な例が、平成29年4月23日、新潟県阿賀町議員選挙で生じた。候補者の後藤英雄（60歳）は最下位であったが、彼の得票数は、ゼロであった¹²。当然、彼は、彼自身に投票したと思われるが、開票作業に従事した職員には、彼の字が読めなかったようである。
- イ 現在使用されている投票用紙は、候補者の氏を書く欄と名を書く欄が分かれていない。公選

法45条2項は、市選挙管理委員会は、市議会議員選挙で使用する投票用紙を自由に定める旨を規定しているが、国政選挙で使用する投票用紙の様式は国が総務省令で定めることから（同条同項）、市町村も、国政選挙で使用されている投票用紙に倣っている結果であろう。そうするのが簡便で、かつ、安全だからである。そうであれば、公職選挙施行規則5条の別記第5号を変更し、氏と名の記載部分を、実線又は破線で分ければ、同じ形式の投票用紙が、全国の県や市町村で、即刻使用され始めるであろう。そうなれば、氏のみ、あるいは名のみを自書する選挙人は減ると思われる。

ウ 「トメ!」、「おう!」。友人間では「トメ」で通っているとしても、町議会議員選挙において、「トメ」で有効票とするのは、選挙を軽視するものである。選挙人に、「松本留五郎」、あるいは、「まつもととめごろう」と書くことを求めるのは、今日の日本において、何ら不当ではないと筆者は思う。それでも候補者の氏名を正確に書く自信がないという選挙人は、代書を頼むしかあるまい。あだ名等を有効とする根拠の公選法67条後段は、改正されるべきである。

エ 投票記載台の前面に掲示されている候補者一覧表は、公平性を重んじ過ぎる結果、配置がバラバラである（公選法175条）。相模原市の場合、立候補の受け付け時に「予備クジ」を渡し、立候補受け付け終了後、予備クジの番号の若い順に「本クジ」を引き、引き当てた番号に該当する位置に、候補者氏名が記載されるという¹³。その結果、選挙人が記載台で、念の為に候補者の名を確認しようとしても、その人の氏が一覧表のどこに記載されているのか、容易には見つけられない。確信が揺らいだ選挙人は、それでも候補者の氏名を書くか、あるいは氏のみを書くことになり、氏のみを書いた場合、仮に同じ氏の別候補がいれば、当該票は、按分されてしまう。また、記載台に幅がある為、選挙人が眼鏡を外し、裸眼を候補者一覧表に近づけようとしても、物理的に容易でなく（この点は、筆者が体験した感想である）、結局、不正確な記載を誘発すると思われる。そこで、50音順

に配置された候補者一覧表を手渡されれば、選挙人はそれを手元に置き、氏名を正確に記すことができる。なお、候補者が、ポスターを街中の公設掲示板のどの位置に配置するかは、各候補者の戦術的な要素が無いとは言えず、届け出順というのも理解できる。しかし、選挙運動は投票日前日で終わっているのであるから、投票日に投票所で掲示され、また、配布される候補者一覧表は、選挙人の便宜の為に、50音順にするべきである。

オ 筆者は、もう20年以上前になるが、カリフォルニア州サンフランシスコ市選挙管理委員会が作成し、住民等に広く配布した「投票ガイド」(Voters' Guide)を見たことがある。それによれば、投票の仕方や賛否が問われている住民提案の内容等が、英語、スペイン語、中国語で書かれていた。(それ以外の言語での「ガイド」も、用意されていたと筆者は考えている。)そして、何よりも驚いたのは、模擬投票用紙(サンプルバロット)が付けられており、選挙人に、記入して切り取って、投票場に持参するよう奨励していた点である。英語が不自由であるとか、選挙人資格を獲得して間もない人が多い地域であることに加えて、選挙人は10以上の政策課題への判断を求められることが稀ではない状況の下で、選挙管理委員会は、人々に有効な投票を促す為に、現実に即した啓発活動をしているのであろう。翻って、日本の啓発活動は、どうか。「忘れずに投票しましょう。」ばかりで、有効票を投じることを促すという姿勢は、皆無である。周防正行監督の「シコふんじゃった」という映画の中で、イギリス人留学生が、相撲部の学生に対し、「日本人は、物事の本質を考えようとしません。」と、2度言っているのが印象的であるが、それは、選挙の啓発活動についても、当てはまるのではないか。

また、票の有効性をめぐる論争が生じると、無効票の再点検、さらには当事者の有効票全部の開披点検等、多大な作業が生じ、到底選挙管理委員会事務局の職員だけでは対応できず、他部局の職員らが本来の仕事を中断して作業に従事し、場合によっては残業代等の支出にもつ

ながる¹⁴。そして訴訟になれば、県は、代理人弁護士に、報酬を支払わなければならない¹⁵。こうした公金支出の事実を、選挙管理委員会は広報活動で取り上げ、選挙人の正確な投票行動を呼びかけるべきである。

カ その他、選挙人の身長によっては、記載台で立って自書するのは、困難で、不明瞭な記載につながる可能性もあるのではないか。椅子に座って記載できるように、検討しても良いのではないか。また、最近公文書も横書きがほとんどであるから、投票用紙も、横書きにして良いのではないか。

第5 予想される結果

無効票が大幅に増加することは、明らかであろう。姓が松山、松本、松村、松木、村松と書かれた票は、名の「まこと」が正しく書かれていても、松丸まことへの有効票とはならない。滝上明も、たかがみ、たけがみ、たきがわ、たきなみ、たてがみ、きたがみ、なきがみ票を、全てを失う¹⁶。

反面、投票の質は、向上するであろう。選挙人が少し注意を払えば、誤記は容易に防ぐことができるし、0.340票差で当選といった事態も起こらないからである。

第6 結論

選挙人は立候補者の誰かの名前を書こうとしたとの前提に立ち、文字を書き間違えたとか脱字をした等、第三者が選挙人の意思を忖度するのは、前提から間違っていると、筆者は考えている。「まつうらちかこ」票について言えば、選挙人が単に書き間違えた可能性がある一方、面白半分で、故意に、松浦と松永の姓と名を混記した可能性も、否定できない。当該選挙において、候補者でない者や候補者になることができない者の氏名を書いた選挙人が169名、白紙投票者が2541名、2名以上の候補者の氏名を記した者が4名、単に雑事、記号、符号を記載した者が577人、それぞれいたが、この事実は、選挙人が合理的な行動をとるとは限らないことを示唆している¹⁷。わざ

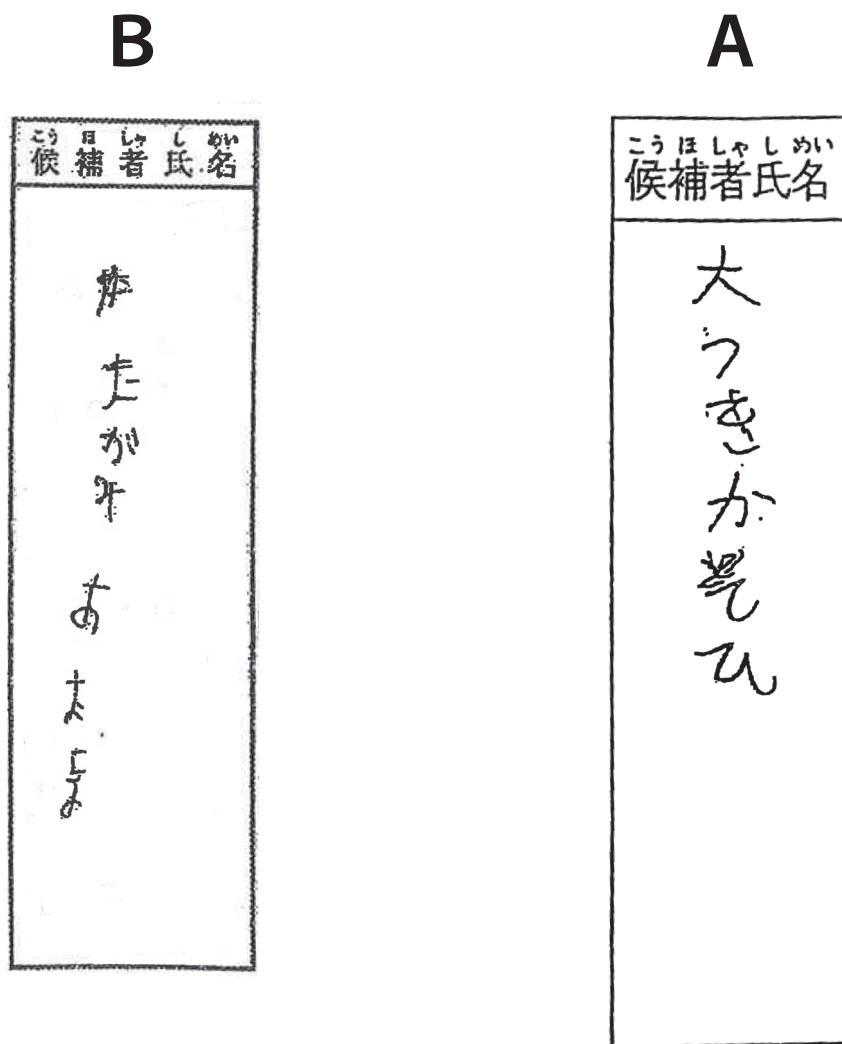
わざ日曜日に投票所にまで出かけ、無効になることが分かっている票を投じる人が、どの選挙にも、そして、どの市町村にも、必ず、存在する。そうであれば、一見して不明瞭な文字を、第三者が理屈をつけて解釈し、有効票とすることは、候補者氏名がはっきりと自書された票に基づく結果を、歪めることになり得る。我々は、公職選挙法の特に67条、68条、68条の2、175条を、速やかに改正するべきである。

注

- 1 松浦千鶴子の平成31年4月18日付異議申出書。筆者は、当該票を松浦の氏と松永の名の混記と認めた上で、0.5票を松浦に、0.5票を松永に配分するべきだという主張を、してみてもどうかと考えている。「まつうら」とのみ書かれていれば、松浦千鶴子への有効票となり、「ちかこ」のみであれば、松永千賀子への票となる。そうであれば、「まつうらちかこ」票は、松浦と松永で折半するという理屈も、あり得るのではないか。また、後述するように（下の注3参照）、現行法下、大槻とのみ書かれた票は、どちらの大槻に投じられたか不明であるが、有効であって、大槻和弘と大槻研に按分され、加算されるのである。もちろん、大槻票については、公選法68条の2が存在するが、氏名混記について規定が存在するのは、立法の不備であり、投票をできるだけ有効に取り扱う基本方針の下で、混記票を、にべもなく無効とするべきではないという主張も、故なしとは思われない。
- 2 相模原市選挙管理委員会の令和元年5月15日付決定書。
- 3 「おおつき」10票、「大槻」2票の12票が、7,340票と4,659票に按分され、大槻和弘と大槻研のそれぞれの基礎票に加算された結果、大槻和弘の総得票数が3,304.340になった（公選法68条の2）。筆者は、この按分規定は、廃止されるべきであると考えている。一票を分割して、一部をある候補者に、別の一部を他の候補者に与えるのは、異常であると思う。この規定については、昭和35年12月14日の最高裁大法廷判決で、河村又介裁判官が、明確に、憲法違反で無効と述べている。この判断こそ、常識に沿った正論であろう。民集14巻14号3037頁、特に3042－3046頁参照。
- 4 東京高等裁判所（奥田正昭裁判長）、平成27年12月9日付判決書、15頁15－16行目。筆者は、当該票は、「大つきけい」と書くつもりであった人が、「大つきかい」と書くようとして、「大つきかひ」になったという解釈も、あり得るのではないかと考えている。すなわち、大槻研と市川けい（両者とも現職の男性）の混記で、通説に従えば、無効票という解釈である。当該票の5番目の文字は、「い」の第一画を書き、第二画を途中で止めて書き消し、「ひ」を書きはじめたが、抹消部分に近過ぎる為に止めた。そして、改めて「ひ」を書き、「おおつきかひ」になった。年配者であれば、「い」を「ひ」と書くことは、有り得る。「思ひ出」がその例である。ところで、「かい」という名の人がいるかといえば、いるのである。筆者が担当している授業の履修者の中に、海（かい）という名の学生がいた。また、芸名ではあるが、阿藤快という俳優がいた。平成27年11月17日、毎日新聞、29頁。なお、小林は、一貫して、当該票の名の部分は判読不明で、無効という主張であった。
- 5 大阪高裁は、津越が姓を強調した選挙運動をしていた、投票所の記載台前面に掲示された候補者一覧表において、津越の左隣に北畑が記載されていたから、選挙人が姓と名を混合してしまった可能性が否定できない等の事情を考慮したようである。また、「かじ」を無効票とするに当たっては、白浜町近辺で、「かぎ」を訛って「かじ」と発音する事情はないと指摘した。判例時報、981号51頁。しかし、最高裁は、「津越正七」票につき、大阪高裁が指摘した事情から、候補者の氏を名より優位に判断することはできないと述べた。判例時報、1045号81頁。
- 6 東京都選挙管理委員会、平成15年6月25

- 日付裁決書、及び東京高等裁判所（相良朋記裁判長）、平成 15 年 11 月 12 日付判決書、10 頁 19 - 22 行目。なお、中野区選挙管理委員会は、平成 15 年 5 月 29 日、当該票は無効として、吉原の異議申し出を棄却した。
- 7 広島県報、号外第 72 号（平成 27 年 12 月 22 日）、及び広島高等裁判所（野々上友之裁判長）、平成 28 年 5 月 17 日付判決書。なお、高裁判決は、上告不受理により、確定した。
 - 8 最高裁判所昭和 32 年 9 月 20 日第二小法廷判決、民集 11 巻 9 号 1621 号、特に 1623 頁 9 - 14 行目、及び、最高裁判所昭和 42 年 9 月 12 日第三小法廷判決、民集 21 巻 7 号 1770 頁、特に 1772 頁 12 - 14 行目参照。後者で問題となったのは、昭和 39 年 9 月 12 日執行の大部分大田村村長選挙において、「だいぜんまさかつ」と自書された票が、財前金利への有効票かが争われた事案であり、最高裁は有効性を否定した。
 - 9 足立区選挙管理委員会、平成 27 年 6 月 25 日付決定書、10 頁 26 - 30 行目。平成 27 年 5 月 17 日に行われた足立区議会議員選挙で、松丸まことが 3440 票で 45 位（最下位で当選）、滝上明が 3438. 804 票で 46 位（落選）となり、滝上が当選の異議を申し出た。これに対し足立区選挙管理委員会は平成 27 年 6 月 25 日、異議を棄却する決定をした。当該票は当初から滝上明への有効票と判断されていた。
 - 10 選挙時報、63 巻 9 号 60 - 62 頁。
 - 11 毎日新聞・夕刊、平成 31 年 4 月 19 日、8 頁。自書式に戻ると、早速、問題が生じた。何人かが、一男、しげお、と名のみを書いたため、長根一男と松橋一男、苫米地繁夫と杉山茂夫に、それぞれ按分された。六戸町ホームページ参照。
 - 12 毎日新聞、平成 29 年 4 月 25 日、30 頁。阿賀町ホームページ、「投開票結果」によれば、無効票は 100 あったという。
 - 13 筆者の問い合わせに対する、相模原市選挙管理委員会事務局からの、平成 27 年 11 月 12 日付回答書による。平成 31 年 4 月の中央区選挙区での候補者一覧表は、A3 版横長の上段が、右端から順に、松永ちか子、名川やすお、中村まさはる、下段は、右端から順に、唐橋つぐゆき、まつうら千鶴子、こさわ隆宏、であった。
 - 14 神奈川県選挙委員会は、令和元年 8 月 21 日、相模原市中央区選挙区で投じられた 106930 票全ての開披点検をしたが、その費用は、いったいいくら位になるのであろうか。
 - 15 平成 27 年 4 月の相模原市南区選挙区での論争につき、神奈川県は、東京高裁での訴訟で、訴訟代理人弁護士に、94 万円（着手金と終結金の合計、消費税別）を支払った。情報公開制度により、県から入手した情報による。なお、筆者は、もっと高額ではないかと思っていた。
 - 16 平成 27 年 5 月 17 日の足立区議員選挙では、こうした氏の書き間違いも、有効票として処理された。既出、足立区選挙管理委員会決定書。
 - 17 「相模原市議会議員選挙開票速報（得票順）」。令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙（選挙区）に関して、神奈川県厚木市では、有効投票数 75、868 に対し、無効票数 2、069 で、後者の内訳は、候補者でない者等を記した票 434、2 人以上の氏名を記載した票 1、候補者氏名に加えて他事を記載した票 9、候補者の何人を記載したか確認できない票 13、白紙 866、単に雑事、記号、符合を記した票 306、政党名等を記した票 440 であった。「開票速報票（確定）」による。

別紙1 自書の実態



(出典)

- A 神奈川県公報、号外63号（平成27年8月11日）、4頁。
- B 足立区選挙管理委員会、平成27年6月25日決定書、別記2。